

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 4 月 17 日

申請者 フリガナ カシキガイシャ オカジマ テンセツ コウギョウ
 氏名又は名称 株式会社 岡島電設工業
 住所 奈良県磯城郡田原本町宮古695-1
 フリガナ ダイエイウトリシマリヤク オカジマ ユウキ
 代表者氏名 代表取締役 岡島 祐紀
 電話番号 0743-85-5652
 FAX番号 0743-85-5692
 メールアドレス info@okajimadenki.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 5 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 4 月 17 日

届出者

氏名又は名称 株式会社岡島電設工業 おかじまでんせつこうぎょう

住 所 奈良県磯城郡田原本町宮古695-1

代表者氏名 代表取締役 岡島祐紀 おかじまゆうき

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	オカジマデンセツコウギョウ 株式会社 岡島電設工業		
住 所	奈良県磯城郡田原本町宮古695-1		
フリガナ 代表者の氏名	オカジマ ユウキ 代表取締役 岡島 祐紀		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(1) 事業者の住所 役員の名	奈良県天理市 田部町350-1	奈良県磯城郡 田原本町宮古695-1 マオ 岡島 祐紀	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 岡島電設工業

住 所 奈良県磯城郡田原本町宮古695-1

代表者氏名 代表取締役 岡島 祐紀

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良県磯城郡田原本町宮古695-1
株式会社岡島電設工業

会社法人等番号	1500-01-019481	
商号	株式会社岡島電設工業	
本店	奈良県天理市田部町350-1	
	奈良県磯城郡田原本町宮古695-1	令和 3年10月14日移転
		令和 3年10月25日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成26年10月2日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気工事業による施工販売業務 2 建物内外の保守管理及び清掃業務 3 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介 4 各種イベントの企画制作、施工、運営 5 一般労働者派遣事業 6 総合建設業 7 インターネットによる通信販売業務 8 セキュリティ用システム機器の販売業務 9 ウォーターサーバーの販売及びメンテナンス 10 飲料ボトル・肥料・栽培消耗品等の仕入及び販売 11 アパート・マンション・駐車場の賃貸、管理及び経営 12 包装資材と包装機器の販売 13 飲食店及び喫茶店の経営 14 貨物自動車運送事業 15 前各号に附帯する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成27年12月15日変更 平成28年 1月21日登記</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気工事業による施工販売業務 2 建物内外の保守管理及び清掃業務 3 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介 4 各種イベントの企画制作、施工、運営 5 一般労働者派遣事業 6 総合建設業 7 インターネットによる通信販売業務 8 セキュリティ用システム機器の販売業務 9 ウォーターサーバーの販売及びメンテナンス 10 飲料ボトル・肥料・栽培消耗品等の仕入及び販売 11 アパート・マンション・駐車場の賃貸、管理及び経営 12 包装資材と包装機器の販売 13 飲食店及び喫茶店の経営 	

奈良県磯城郡田原本町宮古695-1

株式会社岡島電設工業

	14 貨物自動車運送事業 15 総合リース業及びレンタル業 16 古物売買業 17 前各号に附帯する一切の事業 令和 3年10月14日変更 令和 3年10月25日登記
発行可能株式総数	1500株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 300株
資本金の額	金300万円
	金1000万円 令和 4年 7月16日変更 令和 4年 7月19日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、当会社の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 岡島 祐紀
	取締役 岡島 繭央 令和 4年12月 6日就任 令和 4年12月15日登記
	奈良県大和郡山市小泉町1614番地2グリーンヒル小泉201号 代表取締役 岡島 祐紀 平成27年12月15日住所移転 平成28年 1月21日登記
	大阪市天王寺区東高津町8番18-2506号 代表取締役 岡島 祐紀 令和 4年 2月17日住所移転 令和 4年 3月15日登記
支店	1 奈良県磯城郡田原本町宮古695-1 平成28年10月 1日設置 平成28年10月13日登記 令和 3年10月14日廃止 令和 3年10月25日登記

奈良県磯城郡田原本町宮古695-1
株式会社岡島電設工業

	2 大阪市天王寺区東高津町1番23号小橋ビル1階	令和 3年10月14日設置 令和 3年10月25日登記
登記記録に関する事項	設立	平成26年10月 2日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 5年 3月22日

奈良地方法務局橿原出張所

登記官

土 井 哲 也



株式会社岡島電設工業定款

平成27年12月15日 変 更
令和3年10月14日 変 更

定 款



第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社岡島電設工業と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 電気工事業による施工販売業務
- 2 建物内外の保守管理及び清掃業務
- 3 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
- 4 各種イベントの企画制作、施工、運営
- 5 一般労働者派遣事業
- 6 総合建設業
- 7 インターネットによる通信販売業務
- 8 セキュリティ用システム機器の販売業務
- 9 ウォーターサーバーの販売及びメンテナンス
- 10 飲料ボトル・肥料・栽培消耗品等の仕入及び販売
- 11 アパート・マンション・駐車場の賃貸、管理及び経営
- 12 包装資材と包装機器の販売
- 13 飲食店及び喫茶店の経営
- 14 貨物自動車運送事業
- 15 総合リース業及びレンタル業
- 16 古物売買業
- 17 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県磯城郡田原本町に置く。



(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1500株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、当社の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。



(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

- 
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。



第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(資格)

第22条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第23条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第25条 当会社に取り締役2人以上いるときは代表取締役1人を置き、株主総会の決議によって定めるものとする。

- ② 代表取締役は社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。
③ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。



(役付取締役)

第26条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第29条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- ② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。



この定款の写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和 3 年 10 月 14 日

令和 5 年 3 月 22 日

奈良県磯城郡田原本町宮古 695-1

株式会社岡島電設工業

代表取締役 岡島 祐紀

